

令和元年度 提案募集要項

1 趣旨

米子市では、平成 30 年 4 月に「米子市における民間事業者等との連携協力に関する基本方針」を策定し、地域の多様な主体との連携協力に向けた取組を推進することにより、事業等の効率的かつ効果的な実施を目指すこととしました。

この事業は、当該基本方針の理念の具現化を図るため、窓口の設置・運用を通じて民間事業者等の柔軟かつ自由な発想による公民連携事業を広く募り、その発案者（以下「提案者」という。）と市の両者が対等な立場に立って、双方向のコミュニケーションに基づく建設的な議論（以下「対話」という。）を重ねて、その事業化・具体化を目指すものです。

本市は、この事業を実施することにより、効率的・効果的な行政運営の実現、限られた地域資源の効果的な活用による地域の活性化及び住民の市政への参加意識の高揚につなげるものとします。

2 米子市の提案制度の考え方

(1) 対話を重視した制度とすること

提案事業の質的向上を念頭に、公民による対話を重視した制度とします。

(2) 提案者と市が対話を通じて公民連携事業を創造すること

提案された連携事業案を基に、公民の継続的な対話により当該事業案をブラッシュアップすることにより、協力して公民連携事業を創造することとします。

(3) 提案者に対するインセンティブを付与すること

提案者側が事業提案及びその後の対話のために投ずる物的・人的コストに対する配慮及び当該インセンティブの設定による民間事業者等の本提案制度に対する興味・提案意欲の喚起を目的に提案者にインセンティブを付与します。

なお、当該インセンティブについては、提案募集の方法、提案の内容・性質等を踏まえて別途個別に設定しますが、提案の内容・性質等からインセンティブ付与することが適当でない場合は、これを付与しない場合もあります。

(4) 公募による事業実施者選定の原則

公民連携事業の実施者は、原則、改めて公募により募集・選定することとします。

(5) 特定課題提案の設定

市が、必要に応じて特定の事業・課題等を示して具体性のある提案を募集する場合は、(1)～(4)によらず、特定課題提案として公募型プロポーザル方式に準じた方法により募集・選定を行います。

3 提案窓口及び提案制度の概要

(1) 窓口の名称

米子市公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」

(2) 対象事業

提案の対象とする事業等（以下「対象事業」という。）は、法令に基づき市が直接実施しなければならないもの、許認可等の公権力の行使に当たるもの等特別なものを除き、公共施設の整備・運営の方法等を含む市が実施する全領域の行政サービスとします。

(3) 提案の区分

提案は、対象事業を市が直接的に実施する場合に比べて、経費や住民満足度の面で優位性が認められるものとし、次の区分により募集します。

- ア 自由提案 市が提示する施策テーマを含むあらゆる施策分野に関する提案
- イ 特定課題提案 市があらかじめ提示する特定の事業・課題等に関する提案

(4) 提案者の要件

提案内容を実施する意思及び能力を有する民間事業者等とし、具体的には次のとおりです。

- ア 民間企業、NPO法人、ボランティア団体、公益団体等
- イ 自治会、地区自治連合会、地区社会福祉協議会等の本市住民が構成員となっている団体

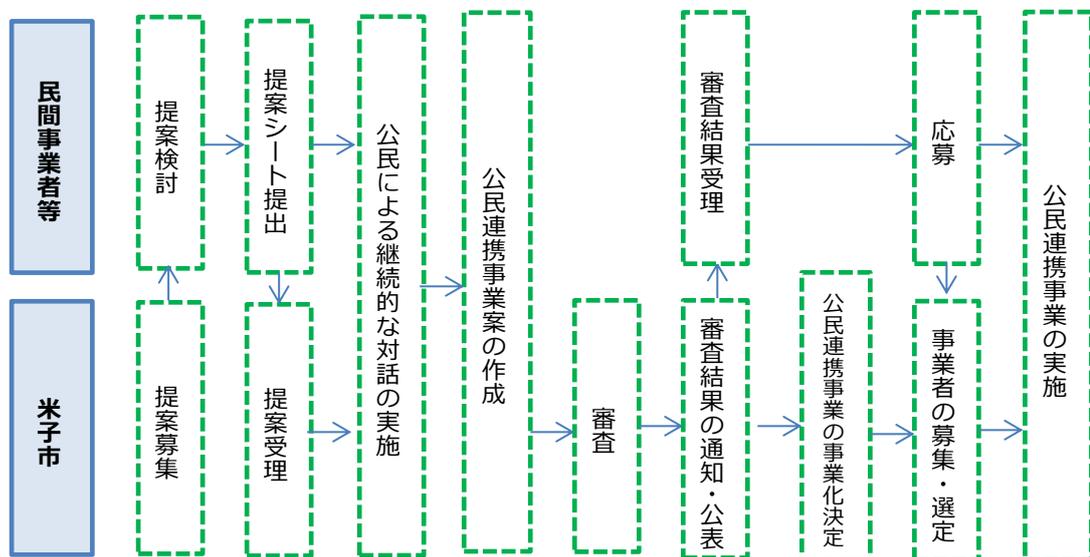
(5) 窓口の設置場所

米子市総務部調査課（米子市役所本庁舎 3階）

4 提案処理における基本的な流れ

(1) 自由提案

ア 提案処理の基本的な流れ



イ 提案募集

自由提案は、市が提示する施策テーマ（課題）をはじめとして、あらゆる施策分野について事業提案シート（様式1）を提出して行うこととします。

提案者による事業提案シート作成が容易でない場合は、必要に応じて市がその作成を支援します。

ウ 継続的な対話の実施

(ア) 対話の実施

提案者と市は、「本提案制度における『対話』が、提案者の柔軟かつ自由な発想に基づく事業提案を出発点として、双方が有する様々な知識、情報、ノウハウ等を寄せ合い、実現性や事業効果の観点から当該提案事業の精度を磨き上げ、公民連携事業を共同で創造する作業である。」という考え方を基本としながら、十分な対話を実施します。

なお、対話の具体的な進め方等については、個々の事業提案等の内容に応じて、適切かつ柔軟に設定するものとし、その過程において必要な場合には、「市職員、外部有識者等により組織する会議体の設置」、「職員によるワーキンググループの設置」、「提案領域の関係団体からのヒアリング」等を行います。

(イ) 対話を省略する案件

事業スキームの完成度、事業効果、独創性等が極めて高い等の理由により、対話を行う必要がないと認められる提案については、対話を省略することができます。

エ 公民連携事業案の作成

提案者と市は、対話を通じて、提案事業の実現に係る課題等を整理し、共同して公民連携事業案を作成します。

なお、4の(1)のウの(イ)により対話を省略した提案については、提案者の承諾を得て公民連携事業案とすることができるものとします。

オ 市による公民連携事業案の審査

市は、公民連携事業案を採用するか否かについては、次のとおり審査を行います。

(ア) 採否の審査

米子市行財政改革推進本部会議（本部長：市長）において審査・決定します。

ただし、本部長が会議に付する必要がないと認めるものについては、所管の部長が審査・決定し、その結果を市長に報告します。

(イ) 審査基準

公民連携事業案の審査は、行政サービスの充実、地域経済の活性化、費用対効果、その他当該事業案の内容に応じて必要な観点を適切に踏まえて実施します。

(ウ) 審査結果の区分等

公民連携事業案の審査結果は、次のとおり区分するものとし、市は提案者に審査結果を書面で通知します。

a 実施が適当である【採用】

この場合、市は、公民連携事業案の実施に向けて必要な準備を進めます。

b 引き続き検討を行い、条件等の内容をさらに整理する必要がある【継続協議等】

この場合、提案者と市は、対話を継続して公民連携事業案の調整（事業等の精度の向上、課題の解消等）を行い、当該調整後の事業案について再度審査に付すことができます。

ただし、提案者が当該事業案の対話を継続する意思がない場合については、次号の「実施するのは適当ではない」に準じて取り扱います。

c 実施は適当ではない【不採用】

この場合においても、提案者は、当該事業案に必要な修正等を行ったものを窓口に戻すことができます。

カ 事業化の決定

市は、審査の結果、実施が適当【採用】とした公民連携事業案について、事業化に向けた方針等の決定、必要な予算措置等の準備を行います。

なお、4の(1)のエにより提案者の承諾を得て公民連携事業案としたものについては、事業化についてあらかじめ提案者と合意した後に必要な準備を行うものとします。

キ 事業者等の募集及び選定

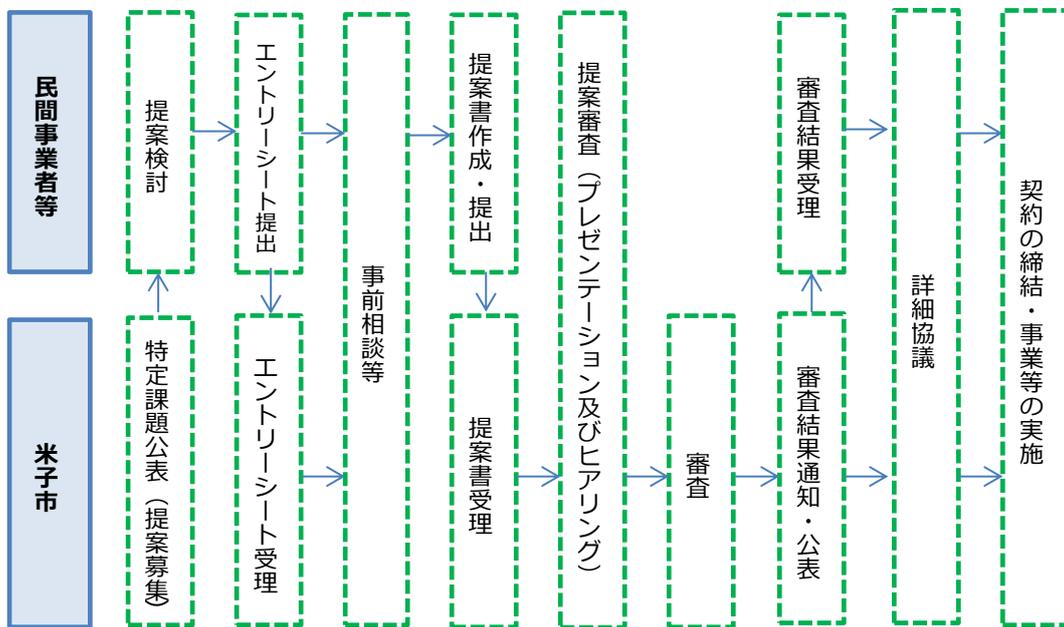
事業化が決定した公民連携事業の実施にあたっては、原則として、改めて事業者を公募により募集・選定します。

ク 提案者に対するインセンティブの設定

市は、前項の公募を行う際に提案者から応募があった場合には、選定方法に応じて、当該提案者に対するインセンティブを設定します。なお、公民連携事業の内容・性質等からインセンティブを付与することが適当でない場合は、この限りではありません。

(2) 特定課題提案

ア 提案処理の基本的な流れ



イ 提案を求める特定課題等の公表等

市は、必要に応じてあらかじめ提案を求める特定の事業・課題等（以下、単に「特定課題」という。）を公表して提案を募集します。

ウ エントリーシートの提出

特定課題に係る提案を行う民間事業者等は、あらかじめ市が指定する募集期限内

にエントリーシート（様式2）を提出します。

エ 事前相談の実施

市は、エントリーシートの提出を受けた全ての民間事業者等と事前相談を行い、提案の要旨、提案書作成に必要な情報提供の要否などについて聞き取りを行います。

なお、エントリーシートの提出及び事前相談は、特定課題の内容等によっては、実施しない場合もあります。

オ 事業者の選定

民間事業者等から提案書の提出を受けた後、市は原則として公募型プロポーザル方式に準じて事業者（優先交渉権者）の審査・選定を行います。

カ 事業者との詳細協議、契約締結等

市は、事業者（優先交渉権者）の決定後、事業の実施に向けた諸条件、予算面、事業期間、事業の開始時期等の詳細内容について事業者と協議を行います。この詳細協議を行う際に、必要があれば、協定等を締結します。

5 提案書の提出等

(1) 提出書類

ア 自由提案 事業提案シート（様式1）

イ 特定課題提案 エントリーシート（様式2）、提案書（様式任意）

(2) 提出方法

提出書類をメール又は郵送にて提出してください。

(3) 提出先

米子市総務部調査課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

メール：chousa@city.yonago.lg.jp

6 留意点等

(1) 個人（個人で事業を営む方を除く）からの提案は受け付けません。

(2) 提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が次に該当する場合は提案を受け付け、又は提案の実現に向けた調整を行うことはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方

イ 応募書類提出時に、米子市から入札参加資格停止又は入札参加保留の措置を受けている方

ウ 地方税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している方

エ 米子市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第21号）第2条に規定する暴力団等に該当する方

オ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合

カ 公共性・公平性に問題がある等、その他、米子市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

(3) 提案内容や調整の結果により、前記(1)や(2)の事実が判明した場合、または、

その他の諸事情により、今後、提案者との対話・調整を行わないことがあります。

- (4) 提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることがあります。
- (5) 提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- (6) 提案は、提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものではなく、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (7) 提案の成立・不成立に関わらず、米子市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打ち合わせ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補てんや賠償をいたしません。
- (8) 対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、あらためて提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。

ただし、提案者独自の権利やノウハウ等、公表によりご提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を調査課に明示されたものにつきましては、その利用につき協議・配慮をさせていただきますので、公募等の際には、事前に別途協議をさせていただきます。

- (9) 提案後の対話及び案件実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。

- (10) 提案は、米子市のホームページ（調査課ページ）に以下のア、イについて公表をすることがありますので、公表を望まない場合はご相談ください。

ア 提案時：提案タイトルの公表

イ 提案の実現後：提案者、具体的内容等

- (11) 提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- (12) 提案（内容及び企画書等の資料など）は、実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。

もし、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、速やかに調査課までお伝えください。

7 問い合わせ先

米子市 総務部 調査課 行財政調査担当

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話：0859-23-5307 メール：chousa@city.yonago.lg.jp